

社団法人 町田法人会報

社団法人 町田法人会

東京都町田市原町田3-4-4
町商会館内

TEL. 0427 (26) 2453
(26) 4132

発行日 昭和59年7月5日

第12号 (通刊40号)

昭和59年
初夏号



題字は大西町田税務署長

(小山田遺跡公園)

多摩丘陵の初期開拓ともいべき古代の散居集落を浮き彫りにし、さらに古代末から中世にかけて馬牧の経営にのり出し、次第に勢力を強めていった武士階級の住居跡で堀立柱式建物や大型たて穴住居跡、地下式横穴などがあります。

目 次

ご挨拶	2
通常総会開催される	4
議案の概要	5~13
改正税法について事務局よりお知らせ	14~20
各部会の活動状況	21~23
事務局だより(税務説明会日程表)	25
〃 (実務簿記講座日程表)	26



ご 挨拶

(社)町田法人会会長

三 橋 忠 正

第4回通常総会開催にあたりまして町田税務署大西署長さん始め、ご来賓、並に法人会の皆様には月末ご多忙の折にも拘らず、ご遠路お運びを戴きまして誠にありがとうございました。

当会の運営につきまして税務当局関係各位及び会員の皆様には多大なご指導、ご協力を賜わり心より厚くお礼を申し上げます。

当会発足以来既に33年の長年月を経過いたしました。社団化より4年目を迎えて法人会の発展も誠に目覚ましいものがあります。

創立以来永年の願望でありました会員増強と加入率の向上につきましては、加入率80.8%と云う驚異的数値を達成致しまして東法連46会中第2位にランクされ、先の東法連総会におきましては町田法人会、及び当会増強功労者5名が受彰の栄に浴したのであります。

これも偏えに組織委員会、会員増強委員会とこれに、ご支援戴いた役員の各位と税務署担当官、税理士会の先生方のご指導の賜ものでありまして、衷心より敬意と感謝を申しあげる次第でございます。

尚、当会と致しましても、この方々のご努力に対し功労、顕彰を申しあげ、その大きな功績を讃えたいと思います。

今後共「会員の為の会」の発展向上の為増強運動と共に会運営に対しまして格段のご支援を賜わりますよう切にお願い申し上げます。

各部会、各委員会の活動情况等につきましては次の議案内容をご覧戴きまして、ご理解賜わりますよう新年度の諸計画に対しましても一層のご指導とご協力をお願い申しあげまして私の挨拶と致します。



あいさつをする三橋会長



祝 辞

町田税務署長

大 西 啓 夫

本日、ここに社団法人町田法人会の第4回通常総会の開催に当り、お招きを頂き皆様に親しくお祝いを申し上げる機会を得ましたことは、私の無上の光栄といたすところであり心から御礼申し上げます。

また、只今は、昭和58年度の決算報告、事業報告並びに昭和59年度の予算事業計画等の議事について慎重かつ熱心なご審議の結果全ての議案が満場一致で承認されましたことに対し心からお祝い申し上げます。

顧みますと、町田法人会は、昭和55年8月の社団化以来、常に組織の拡大強化と地域に密着した事業を推進してこられ、今日では、会員加入率が町田税務署管内の全法人の80%を超える程に目覚ましく成長されておりますが、これも偏に三橋会長を初め、小川組織委員長、井上会員増強特別委員長のもとで会員増強にお骨折りのあった役員の皆様方のご努力と常に会員の資質の向上及び金融面にまで配意した誠意と魅力溢れる会活動の充実の賜とお慶び申し上げるとともに、この会員増強運動の功績に対し会長から感謝状を受彰された皆様に対しましても心からお祝い申し上げる次第であります。

また、先程承認されました事業計画のもとで、いよいよ新年度の会活動がスタートすることになるわけですが、皆様が計画された様々な公益的事業が会員の皆様方の揺るぎなき団結力のもとで円滑に実施され、町田法人会が益々充実されんことを心からお祈り申し上げます。

ところで、最近の税務行政を取り巻く環境は納税者数の増加傾向に加え、経済取引の複雑化広域化などにより、いよいよ難しさを増しており加えて財政再建や行政改革に関する論議の高まる中で税負担の公平確保を巡り税制のみならず税の執行面についても国民の関心と期待は一段と高まり

を見せております。このような状況のもとで私共税に携わる者と致しましては、納税者との相互信頼を基礎として血の通った税務行政を常に心掛け社会経済の動向や地域社会の情勢に即応した施策の実施が最重要課題であると認識しており、その実現に努めているところでありますが、そのためには一人税務当局の力だけでは到底実現できるものではなく誠実な納税者の育成と会員企業の発展に努めておられる法人会の皆様のお力添えを頂くことが極めて重要であると存ずる次第です。

三橋会長を初め役員の皆様方におかれましては、何卒、税務行政の良き理解者として、ますます法人会組織の拡大と会員に対する指導の充実を目指した事業活動を進められますようお願い申し上げます。このため私共としてお手伝いできることには最大限の努力を傾注致す所存であります。

終りに臨み、社団法人町田法人会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝、事業のご繁栄を心から祈念致しまして私の祝辞と致します。



第4回通常総会(通算34回)開催される



社団法人町田法人会、第4回通常総会が、昭和59年5月28日午後3時30分より千寿閣において、町田税務署よりは署長はじめ幹部の方々、東京税理士会町田支部よりは支部長、副支部長、町田市より市長代理として笠原助役が、その他商工会長及び関連団体より多数のご来賓を迎え会員百数十名の出席のもとに盛大に開催されました。

総会は、司会、杉浦理事より、本総会の成立条件が適法である旨の報告があり、石井副会長の開会の挨拶に続いて社団法人町田法人会の定款に定めるところにより、三橋会長議長となり議事に入りました。

1. 議事録署名は、下記2名を選出する。

町田市原町田4-5-10 木目田英雄

町田市中町2-19-19 五十子昭三

2. 議事

第1号議案 昭和58年度 事業報告

第2号議案 昭和58年度 収支決算報告

を一括斉議総務委員長より報告、会計監査報

告を、監事岩沢正義氏より報告、両議案共、原案どおり承認可決された。

第3号議案 昭和59年度 事業計計(案)承認の件

第4号議案 昭和59年度 収支予算(案)承認の件



会場風景

を一括斉様総務委員長より報告、両議案共、原案どおり承認可決され、第4回通常総会は、滞りなくこゝに終了しました。引続いて昭和58年度会員増強運動に功労のあった、(株)マルカワ 社長小川量司氏はじめ46名に対し、三橋会長より、感謝状並びに記念品の贈呈が行われ、来賓代表として、大西町田税務署長、飯田東京税理士会町田支部長よりご鄭重なご祝辞を賜り、鈴木副会長の閉会の辞により、総会の次第は総て終了午後5時より会場を別室に移し懇親会が催された。



ご挨拶をされる大西署長

☆来賓ご祝辞については、各位のご祝辞を本号に掲載すべきところ紙面の都合により割愛させて頂きました事を深くお詫び申し上げます。

議案の概要

第1号議案 昭和58年度 事業報告

- ☆ (財)全国法人会総連合 関係 行事 7回
- ☆ (社)東京法人会連合会 関係 行事 55回
- ☆ 三多摩法人会連合会 関係 行事 10回
- ☆ (社)町田法人会 関係
- (1) 通常総会 1回 (2) 定例理事会 6回
- (3) 役員会 5回 (4) 各委員会 14回
- (5) 打合せ 5回 (6) 各地区役員会 19回

決算期法人に対する税務説明会 12回

- (ハ) 業種別税務説明会 2回
- (ニ) 年末調整事務等説明会 6回
- (ホ) その他行事、当会及び協力団体共催行事 19回
- (ヘ) 会員増強関係 (全役員による) 11月より 1月まで

部会、関係行事

- <源泉部会> 会議その他税務説明会 10回
- <青年部会> (1) 総会その他会議 43回
- (2) 行事 11回
- <婦人部会> 総会、会議、研修会その他12回

事業

- (1) 研修事業
 - (イ) 初級実務簿記講習会 9回
 - 中級実務簿記講習会 9回
 - (ロ) 新設法人に対する税務説明会 12回



来賓の方々



昭和58年収支決算書

自昭和58年4月1日至昭和59年3月31日

1 収支計算の部

(単位 円) △は減を示す

1. 収入の部

款	科 目 項	予算額	決算額	差異	摘 要
	会 費 収 入	24,612,000	21,225,300	△3,386,700	期末会員数(2,631社)
	基本財産運用収入	290,000	292,154	2,154	定期預金(基本金)利息
	補助金収入	1,706,000	1,729,805	23,805	大型保障謝金等
	雑 収 入	293,000	601,642	308,642	普通預金利息、簿記講座等
	前期繰越収支差額	2,057,268	2,057,268	0	
	収入合計(A)	28,958,268	25,906,169	△3,052,099	

2. 支出の部

款	科 目 項	予算額	決算額	差異	摘 要
事業費	講習講演会費	1,375,000	1,027,858	△ 347,142	各種税法説明会、簿記講座等
	研究懇談会費	300,000	335,420	35,420	税務懇談会費、税務関係新聞等
	地区、支部運営費	800,000	732,900	△ 67,100	地区、支部運営活動費
	会報発行費	2,700,000	1,184,370	△1,515,630	会報発行費用
	連合会会報費	1,776,000	1,686,080	△ 89,920	「法人の税務」、発送料
	広 報 費	250,000	245,000	△ 5,000	野立看板地代、広告料
	連 合 会 費	300,000	361,000	61,000	全法連、東法連、三法連等の会費
	会員増強推進費	600,000	328,300	△ 271,700	
	行 事 費	4,375,000	3,720,130	△ 654,870	通常総会費用、各部会の行事費等
	通 信 費	400,000	600,825	200,825	三井ファイナンス他発送費用
	印刷製本費	400,000	279,500	△ 120,500	封筒等
	事業費計	13,276,000	10,501,383	△2,774,617	
	管理費	給料手当	8,000,000	8,207,319	207,319
退職給与引当金繰入		562,000	562,000	0	
福利厚生費		100,000	88,997	△ 11,003	雇用保険料、勤労者互助会会費等
役員会費		450,000	325,920	△ 124,080	定例理事会等
委員会費		200,000	122,760	△ 77,240	各委員会の会議費用
旅費交通費		450,000	323,480	△ 126,520	役員員交通費
消耗品費		500,000	553,365	53,365	事務消耗品等
水道光熱費		230,000	244,310	14,310	事務所、ガス、電灯代並に共益費
賃借料		1,032,000	1,032,000	0	事務所賃借料
集金手数料		1,297,000	927,080	△ 369,920	集金手数料、三井ファイナンス委託手数料
備品購入費		100,000	51,700	△ 48,300	タイムレコーダー、賞状盆
慶弔費		70,000	92,000	22,000	
渉外費		250,000	128,250	△ 121,750	各種団体祝金等
図書費	50,000	78,250	28,250	税務関係新聞購読料	
雑 費	100,000	209,394	109,394	印刷機修理代、プレート廃棄	
諸 税 公 課	330,000	182,550	△ 147,450	自動車税、自動車取得税、印紙代	
管理費計	13,721,000	13,129,375	△ 591,625		
事業費・管理費計	26,997,000	23,630,758	△3,366,242		
車 輛	車 輛 運 搬 具	1,140,000	1,165,980	25,980	ダットサン、サニー55年型
	車 輛 費	464,000	318,504	△ 145,496	駐車場使用料、保険料、ガソリン代
	予 備 費	357,268	357,268	0	
	支出合計(B)	28,958,268	25,115,242	△3,843,026	
	次期繰越収支差額 (C=A-B)	0	790,927	790,927	

正味財産増減計算の部

1. 増加の部

科 目	決 算 額	摘 要
備 品 増 加 額	0	
前期繰越増減差額	2,463,949	会旗、複写機2台、宛名印刷機、冷暖房機2台、タイプライター、保証金、電話加入権
増加額合計(D)	2,463,949	

2. 減少の部

科 目	決 算 額	摘 要
減 少 額	0	
減少額合計(E)	0	
次期繰越増減額(F) (F = D - E)	2,463,949	
剰余金合計(G) (G = C + F)	3,254,876	

貸借対照表

昭和59年3月31日現在

資 産 の 部	負 債 の 部
1. 流動資産	1. 流動負債
(1) 現 金 30,340	(1) 預 り 金 87,081
(2) 当 座 預 金 105,352	流動負債計 87,081
(3) 普 通 預 金 717,396	2. 固定負債
(4) 定 期 預 金 24,920	(1) 退職手当引当金 1,525,000
流動負債計 878,008	固定負債計 1,525,000
2. 固定資産	負債の部合計 1,612,081
(1) 定 期 預 金	3. 正味財産
(基本金) 5,000,000	(1) 基 本 金 5,000,000
(退職手当積立金) 1,525,000	(2) 剰 余 金
(2) 保 証 金 348,000	次期繰越収支差額 790,927
(3) 什 器 備 品 2,029,000	次期繰越増減差額 2,463,949
(4) 電 話 加 入 権 86,949	剰余金計 3,254,876
固定資産計 8,988,949	正味財産合計 8,254,876
資産の部合計 9,866,957	負債及び正味財産合計 9,866,957

財 産 目 録

昭和59年3月31日現在

科 目	摘 要	金	額
資 産 の 部			
現 金			30,340
当 座 預 金	横 浜 銀 行 町 田 支 店	54,793	
	三 井 銀 行 "	50,559	105,352
普 通 預 金	横 浜 銀 行 町 田 支 店	240,501	
	富 士 銀 行 "	38,212	
	八 千 代 信 用 金 庫 "	170,106	
	三 井 銀 行 "	87,300	
	住 友 銀 行 "	89,096	
	三 菱 銀 行 "	60,758	
	安 田 信 託 銀 行 "	16,521	
	東 京 都 民 銀 行 玉 川 学 園 支 店	6,369	
	東 都 信 用 組 合 町 田 支 店	8,533	717,396
定 期 預 金	三 菱 銀 行 町 田 支 店		24,920
定 期 預 金 (基本財産)	横 浜 銀 行 町 田 支 店	2,000,000	
	富 士 銀 行 "	1,000,000	
	八 千 代 信 用 金 庫 "	2,000,000	5,000,000
定 期 預 金	富 士 銀 行 町 田 支 店	472,500	
退 職 手 当 引 当 金	三 菱 銀 行 "	1,052,500	1,525,000
保 証 金	事 務 所 保 証 金		348,000
什 器 備 品	会 旗 (觀 町 田 法 人 会)	280,000	
	複 写 機 (キ ャ ノ ン)	290,000	
	" (リ コ ー)	360,000	
	暖 冷 房 機 (東 芝)	438,000	
	" (三 洋)	265,000	
	宛 名 印 刷 機	238,000	
	タイ プ ラ イ タ ー (シ ル バ ー リ ー ド)	158,000	2,029,000
電 話 加 入 権			86,949
資 産 の 部 合 計 (A)		9,866,957	
負 債 の 部			
預 り 金	源 泉 所 得 税	52,880	
	雇 用 保 険 料	24,201	
	婦 人 部 会 預 り 金	10,000	87,081
退 職 手 当 引 当 金			1,525,000
負 債 の 部 合 計 (B)		1,612,081	
差 引 正 味 財 産 (A - B)		8,254,876	

以上の通り報告致します。

昭和59年5月9日

社団法人 町田法人会

会長 三橋 忠 正

以上の決算書類を監査したところ、適正かつ正確であることを認め報告します。

昭和59年5月9日

監事 岩 澤 正 義 ㊟

監事 加 藤 忠 男 ㊟

監事 村 田 清 ㊟

昭和59年度事業計画

事業計画の大綱については、前年度と特に変わることなくこれを踏襲することとするが、地区会における支部並びに班制度の再編成、委員会の強化等、活動基盤が整備されたことに鑑み、本年度はつぎの諸点に重点をおく。

I 重点事項

(組織の強化)

1. 健全な納税団体として、事業の公益性を高め、会員増強を更に強力に推進すると共に加入率の維持と組織の拡大強化を図る。

(租税負担の合理化)

2. 適正公平な税制と租税負担の合理化を図るため、全法連のこれに対する動向に合わせ、政府国会に対して強力な要望を行ないその実現を期する。

(税務行政への協力)

3. 税務当局との相互信頼により、税務行政への円滑な運営に協力し、申告納税制度に寄与する。

(自計主義の推進)

4. 自計主義を徹底し、経営の合理化を図るとともに自主申告体制を確立するため、誠実な記帳と適正な申告の普及に努める。

(企業経営の健全合理化)

5. 企業経営の健全を期し、企業の発展向上を図るため、経営・経理及び税務に関する研究指導を行なう。

(会員増強と組織の活用)

6. 組織の強化拡充は目的達成に不可欠の要件である。会員増強については全法連の会員増強月間に呼応し、統一的な運動を実施する。

本年度は特に加入率の維持向上に重点をおくと同時に地区会の活動基盤がほぼ整備されたことに鑑み、この組織を活用する。

なお支部役員についてはその役割を徹底させると共に地区組織が十分活動できるよう配慮する。

地区或いは支部にて開催される諸会議に本部役員は積極的に参加し、末端実情の把握に努め情報提供の資とするとともに、法人会運営の施策に反映させる。

Ⅱ 事業計画

1. 組織の強化

- (1) 会員増強の積極的推進と加入率の維持
- (2) 各種委員会の機能の強化
- (3) 本部並びに地区組織の強化

2. 税制関係

- (1) 税制に関する調査研究
- (2) 税制改正要望大会に対する積極的協力
- (3) 政府、国会に対する要望

3. 税務行政関係

- (1) 会員の質的向上
- (2) 税務行政に対する要望意見の具申
- (3) 税務当局との研修会、懇談会の開催
- (4) 青色申告の普及
- (5) 納税協力団体との協調連携
- (6) その他税務行政に関する事項

4. 税務に関する研究、指導

- (1) 税法並びに取扱い通達の研究指導
- (2) 経営・経理の自主点検の普及並びに申告水準向上のための指導
- (3) 源泉徴収事務の適正化に関する指導
- (4) 小規模法人に対する記帳指導の推進

- (5) 既存ブロック制の共催事業の活用
- (6) その他税務に関する事項

5. 講習会、説明会関係

- (1) 税法、簿記、会計、経営に関する講習会の開催
- (2) 各種説明会の開催
 - (イ) 改正法令等の説明会
 - (ロ) 年末調整事務等に関する説明会
 - (ハ) 源泉徴収事務等に関する説明会
 - (ニ) 決算書、申告書作成に関する説明会
 - (ホ) その他税務に関する説明会
- (3) 税理士会等に対する講師派遣の要請

6. 広報、出版関係

- (1) 法人会報及び会員名簿の発行
- (2) 各種資料の収集並びに頒布
- (3) 参考書、説明会用のテキストの取次
- (4) 改正税法並びに取扱い通達等の速報
- (5) 法人の税務の配布
- (6) その他広報に関する事項

7. 福利、厚生関係

- (1) 大型保障制度並びに退職共済制度等の普及、並びに加入推進
- (2) 会員の健康管理のため人間ドック及びがん保険制度の普及並びに利用促進

8. その他

- (1) 会館建設資金の積立
- (2) 電算化に伴う調査研究

昭和59年度収支予算書

昭和59年4月1日至昭和60年3月31日

(単位 円) △は減を示す

1. 収入の部

款	科 目	昭和59年度 予算額	前年度 予算額	増 減	摘 要
	項				
	会 費 収 入	24,771,600	24,612,000	159,600	210社増
	基本財産運用収入	296,000	290,000	6,000	基本財産定期預金利息
	補 助 金 収 入	1,728,000	1,706,000	22,000	全法連、東法連大型保障謝金等
	雑 収 入	527,000	293,000	234,000	普通預金利息、簿記講座等
	前期繰越収支差額	790,927	2,057,268	△1,266,341	
収入合計		28,113,527	28,958,268	△844,741	

2. 支出の部

款	科 目	昭和59年度 予算額	前年度 予算額	増 減	摘 要
	項				
事業費	講習講演会費	1,045,000	1,375,000	△330,000	税法説明会、簿記講習会等
	研究懇談会費	515,000	300,000	215,000	税務懇談会費、東法連等研修会費
	地区、支部運営費	800,000	800,000	0	地区支部、事業費
	会報発行費	2,837,000	2,700,000	137,000	会報4回印刷費並びに郵送料
	連合会会報費	1,800,000	1,776,000	24,000	「法人の税務」購入並びに郵送料
	広 報 費	335,000	250,000	85,000	野立看板地代、広告料等
	連 合 会 費	400,000	300,000	100,000	東法連、三法連、会費等
	会員増強推進費	416,000	600,000	△184,000	増強月間運動諸費用
	行 事 費	3,001,000	4,375,000	△1,374,000	通常総会、青年部会、婦人会費用等
	通 信 費	600,000	400,000	200,000	電話料、通信用切手、ハガキ等
	印刷製本費	500,000	400,000	100,000	簿記講習他印刷代
事業費計		12,249,000	13,276,000	△1,027,000	
管理費	給料手当	8,200,000	8,000,000	200,000	職員給与並にパートタイマー支出
	退職給与引当金繰入	1,355,000	562,000	793,000	
	福利厚生費	100,000	100,000	0	労災、雇用保険、職員厚生費等
	役員会費	210,000	450,000	△240,000	定例理事会等費用
	委員会費	200,000	200,000	0	各委員会、会議費用
	旅費交通費	350,000	450,000	△100,000	職員交通費、役員管外交通費
	消耗品費	550,000	500,000	50,000	事務消耗品、その他消耗品
	水道光熱費	250,000	230,000	20,000	事務局、ガス、電灯料他
	賃借料	1,032,000	1,032,000	0	事務局、会議室賃借料
	集金手数料	500,000	1,297,000	△797,000	集金手数料、三井ファイナンス手数料
	電算購入繰入	500,000		500,000	電算購入費用一部
	備品購入費	100,000	100,000	0	書類棚他
	慶弔費	100,000	70,000	30,000	会員供花代他
	渉外費	350,000	250,000	100,000	関連団体、対外的慶弔
	図書費	50,000	50,000	0	税務関係図書購入費用
雑費	100,000	100,000	0		
諸税公課	70,000	330,000	△260,000	自動車税、三井ファイナンス印紙代	
管理費計		14,017,000	13,721,000	296,000	
事業費・管理費計		26,266,000	26,997,000	△731,000	
予備費	車輛運搬具		1,140,000	△1,140,000	
	車 輛 費	500,000	464,000	36,000	駐車場使用料、点検費用、ガソリン代
	会館積立金	1,000,000		1,000,000	
	予 備 費	3,475,227	3,572,268	△97,441	
支出合計		28,113,527	28,958,268	△844,741	

税法が改正されました

— 事務局より —

所得税(源泉所得税)が減税になりました!

—— 改正「源泉徴収税額表」(送付済)の使用を ——

所得税の改正案が、去る3月31日の参院の本会議で可決成立し、昭和59年度から所得減税が実施されております。源泉所得税関係の「改正のあらまし」は次のとおりです。

————— ◇ ————— ◇ ————— ◇ ————— ◇ ————— ◇ ————— ◇ —————

源泉所得税の改正のあらまし

59.4改正

I 税額表関係

1 給与所得の源泉徴収の際に使用する「月額表」、「日額表」及び「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」が改められました。

所得控除額及び給与所得控除額の引き上げ並びに税率の見直しに伴って、給与所得の源泉徴収税額表(「月額表」、「日額表」及び「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」)が改められ、改正法の施行日以後に支払うべき給与については、改正後の税額表を使用して源泉徴収税額を求めることになりました。

2 退職所得の源泉徴収税額表が改められました。

所得税の税率の見直しに伴って、「退職所得の源泉徴収税額表」が改められ、改正法の施行日以後に支払う昭和59年分の退職手当については、改正後の「昭和59年4月以降分、退職所得の税額表」を使用して源泉徴収税額を求めることになりました。

3 年末調整の際に使用する税額表とその付表とが改められました。

所得税の税率の見直し等に伴って、年末調整の際に使用する「年末調整のための給与所得の源泉徴収税額表」と「年末調整のための給与所得の源泉徴収税額表の付表」とが、それぞれ改められ、改正法の施行日以後に昭和59年分の給与について年末調整を行う場合には、この改正後の税額表等を使用することになりました。

II 諸控除関係

4 所得控除額が次のように引き上げられました。

区 分		改 正 後 (昭和59年分以降)	改 正 前	
(1) 基 礎 控 除 額		330,000円	290,000円	
(2) 配 偶 者 控 除 額	一般の控除対象配偶者	330,000円	290,000円	
	同居特別障害者である 控除対象配偶者	400,000円	340,000円	
	老人控除対象配偶者	390,000円	350,000円	
(3) 扶 養 控 除 額	一般の扶養親族	330,000円	290,000円	
	同居特別障害者である 扶養親族	400,000円	340,000円	
	老人扶 養親族	同居老親等	460,000円	400,000円
		同居老親等 以外の者	390,000円	350,000円
(4) 障 害 者 控 除 額	一 般 の 障 害 者	250,000円	230,000円	
	特 別 障 害 者	330,000円	310,000円	
(5) 老 年 者 控 除 額		250,000円	230,000円	
(6) 寡 婦 控 除 額		250,000円	230,000円	
(7) 寡 夫 控 除 額		250,000円	230,000円	
(8) 勤 労 学 生 控 除 額		250,000円	230,000円	

5 給与所得控除額が次のように引き上げられました。

改 正 後 (昭和59年分以降)		改 正 前	
給与の収入金額 (A)	給与所得控除額	給与の収入金額 (A)	給与所得控除額
137万5,000円未満の場合	55万円	125万円未満の場合	50万円
137万5,000円以上 165万円以下の場合	(A)×40%	125万円以上 150万円以下の場合	(A)×40%
165万円を超え 330万円以下の場合	(A)×30%+16万5,000円	150万円を超え 300万円以下の場合	(A)×30%+15万円
330万円を超え 600万円以下の場合	(A)×20%+49万5,000円	300万円を超え 600万円以下の場合	(A)×20%+45万円
600万円を超え 1,000万円以下の場合	(A)×10%+109万5,000円	600万円を超え 1,000万円以下の場合	(A)×10%+105万円
1,000万円を超える場合	(A)×5%+159万5,000円	1,000万円を超える場合	(A)×5%+155万円

昭和59年分の給与所得については、実際には、上記の給与所得控除額が織り込まれた「昭和59年分の年末調整のための給与所得の源泉徴収税額表の付表」によって、給与所得控除後の給与等の金額を求めることになります。

6 控除対象配偶者や扶養親族に当たるかどうかを判定する場合の所得金額の要件が緩和されました。

(1) 昭和59年分以降の所得税については、所得者と生計を一にする配偶者や親族（里子及び養護老人を含みます。）で、年間の所得金額が次の金額に当てはまる人は、控除対象配偶者や扶養親族に該当することになりました。

区 分	改 正 後 (昭和59年分以降)	改 正 前
イ その所得が自分の勤労による事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得（以下「給与所得等」といいます。）だけである人	33万円以下	29万円以下
ロ その所得が給与所得等以外の所得だけである人	10万円以下	10万円以下
ハ その所得が給与所得等と給与所得等以外の所得との両方である人 (給与所得等以外の所得が10万円未満である人に限ります。)	給与所得等の33分の10と給与所得等以外の所得との合計額が10万円以下	給与所得等の29分の10と給与所得等以外の所得との合計額が10万円以下

⑤ その所得が給与所得だけの人の場合には、年間の給与の収入金額（老年者年金特別控除を受けることができる公的年金については、その控除後の金額）が88万円以下であれば、所得金額が33万円以下となります。

源泉徴収についておわかりにならない点などがありましたら、ご遠慮なく国税局、税務署の税務相談室又は税務署の源泉所得税担当におたずねください。

◎納付書には

源泉徴収義務者番号

の記載をお忘れなく！

◎納税は

期限まで

お忘れなく！



1. その他所得税関係

- (1) 勤労学生控除の適用要件である所得限度額を58万円（改正前52万円）に引き上げる。
- (2) 生命保険、生命共済及び郵便年金契約のうち、一定の要件に該当する個人年金保険、個人年金共済及び郵便年金契約の掛金については、現行の生命保険料控除の別枠で、年5,000円（支払掛金を限度とする。）を所得控除する制度を設ける。
- (3) 資産所得について合算課税を行う場合の最低限度額を1,500万円（改正前1,000万円）に引き上げる。
- (4) 給与所得者の年末調整の対象となる給与収入の限度額及び確定申告を要しない給与収入の限度額を1,500万円（改正前1,000万円）に引き上げる。

納税環境の整備

- (1) 記録及び記帳に基づく申告
- (2) その他
 - ① 過少申告加算税に二段階制を導入し、一部加重する。
 - ② 所得税の公示制度を税額公示に改め、年税額1,000万円超の者を公示対象とする。

2. 法人税関係

1. 税率の引き上げ

法人税の税率を、2年間の臨時措置として、次のとおり引き上げる。

	〔改正前〕	〔改正後〕
普通法人の税率		
留保分	42%	43.3%
配当分	32%	33.3%
中小法人の税率		
留保分	30%	31.0%
配当分	24%	25.0%
特別法人（公益法人等、協同組合等、特定医療法人）の軽減税率		
留保分	25%	26.0%
配当分	21%	22.0%

- ② ① 上記の改正は、昭和59年4月1日以降

終了する事業年度から適用する。

- ② 上記の法人税率の改正に伴い、法人の清算所得に対する法人税率について所要の調整を行う。

2. その他

- (1) 延納制度を廃止する。
- (2) 欠損金の繰戻しによる還付制度は、解散等の特別な場合を除き、2年間適用を停止する。

③ 上記(1)及び(2)の改正は昭和59年4月1日以降終了する事業年度から適用する。
- (3) 工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度の対象となる事業に卸電気事業を加える。
- (4) 公益法人等の収益事業の範囲について、所要の適用除外措置を講じた上、工業所有権及び著作権の譲渡又は提供を行う事業を追加するとともに、収益事業となる席貸業及び技芸の教授業の範囲の見直しを行う。
- (5) 公益法人等の範囲に特定の要件を満たす農業協同組合連合会を加えるとともに、同連合会の行う医療保健業を一定の要件の下に、収益事業の範囲から除外する。
- (6) 専修学校を設置する準学校法人に係る寄付金の損金算入限度額を所得の50%又は年200万円とのいずれか大きい金額（改正前所得の30%）に引き上げる。
- (7) 試験研究法人等の範囲に新エネルギー総合開発機構を加える。

3. 租税特別措置関係

1. 投資促進税制

中小企業者等の取得するその生産、流通、管理部門の効率化、省力化、高度化の資する機械及び装置並びに器具及び備品のうちその設置することが緊急に必要と認められるものについて、2年間限りの措置として、一定の要件の下に、取得価額の30%の特別償却制度と取得価額の7%の特別税額控除制度（当期の税額の20%相当額を限度とし、控除限度超過額については1年間の繰越しを認める。）とのいずれかの選択を認める措置を講ずる。なお、リース資産につ

いては、これを使用する中小企業者等に対して、リース料を基準として、上記の措置に準じた措置を講ずる。

2. 土地住宅税制

- (1) 住宅取得控除制度について、既存住宅の要件の判定の簡素化を図った上、その適用期限を2年延長する。
- (2) 親又は祖父母から自己の居住の用に供する住宅の取得資金の贈与を受けた場合の贈与税については、2年間限りの措置として、一定の要件の下で、その住宅取得資金のうち500万円までの部分について5分5乗方式により税額を計算する制度を創設する。

なお、その年の翌年以後4年以内に贈与を受けた場合の贈与税については、その住宅取得資金のうち500万円までの部分の5分の1相当額の贈与がその年に既に行われているものとして税額を計算することとする。

従業員の退職金制度の充実に……………

東法連特定退職金共済制度

従業員の福利厚生をはかって勤労意欲をたかめ
人材を確保して事業の安定成長をはかることを目的とした制度です。

この制度のすぐれた特色

- ★掛金は1人月額16,000円まで全額損金(必要経費)で経理できます。
- ★将来支払うべき多額の退職金を月々わずかの掛金で計画的に準備できます。
- ★従業員の定着とその安定を計り、企業の発展に役立ちます。
- ★掛金は1口1,000円から最高16口16,000円まで。

57年4月1日より特定退職金共済制度において、過去勤務期間通算の取扱いができるようになりました。

採用のメリット

1. 被共済者の過去勤務期間を通算することにより、さらに充実した退職金制度が確立できます。
2. この取扱いによる掛金(過去勤務掛金)は全額が損金または必要経費に計上できます。



お問い合わせは……

(財)東法連特定退職金共済会

〒160 東京都新宿区坂町13-4・全法連会館内
電話(03)357-1641

取扱会社

大同生命保険相互会社

三多摩支社
〒192 八王子市大横町14-25
電話(0426)23-4494

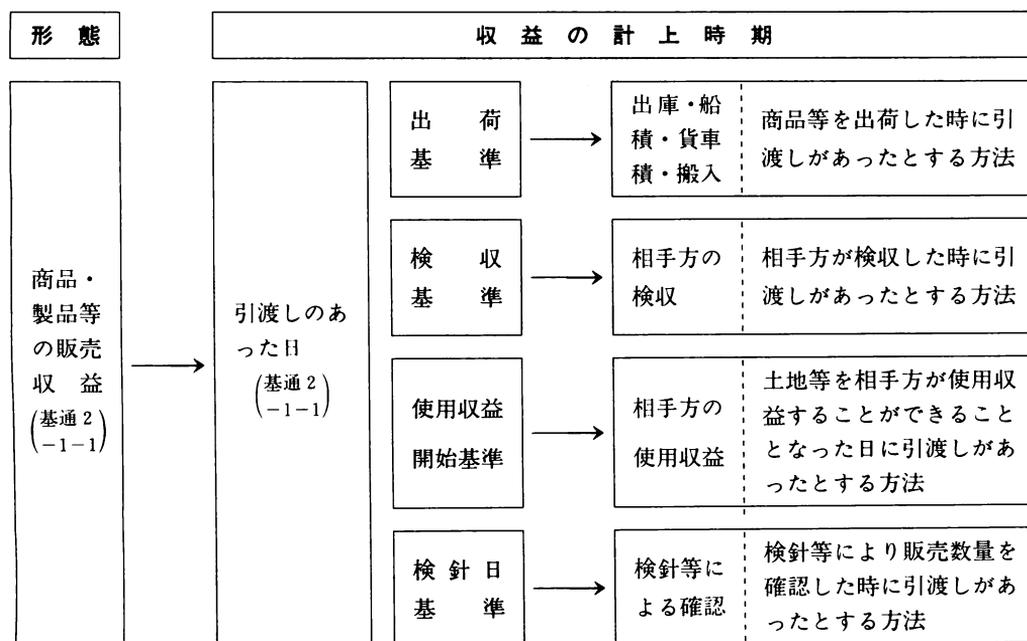
収益の税務

営業収益計上時期の原則

営業収益の計上は、物の引渡しを要するものは「引渡しのあった日」、役務の提供を必要とするものは「役務の提供の完了した日」、すなわち収益が実現したときに計上することを原則（会計学上でいう実現主義と同様と考えてよいでしょう。）としています。なお、特殊な販売等については特別な取扱いが定められています。

1 商品、製品等の販売収益

取引形態に照らし、次の中から最も合理的と認められる収益の計上基準を選び、每期継続して適用します。



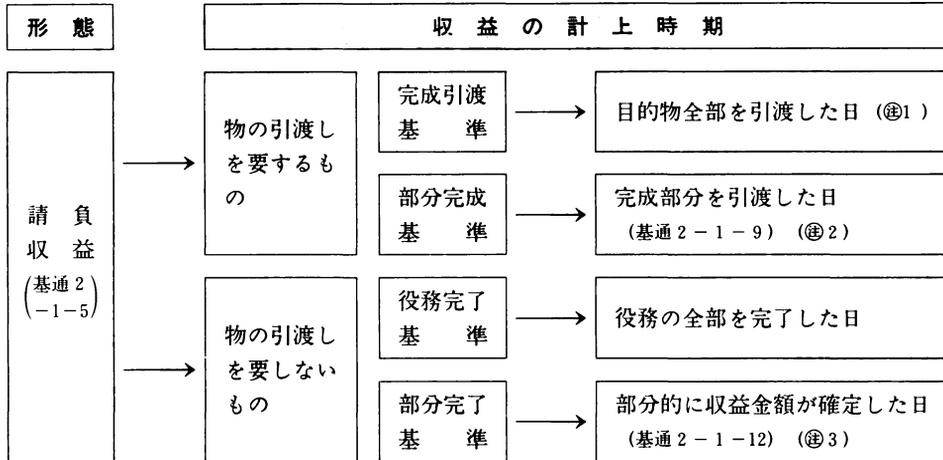
⑤ 合理的な理由があれば2以上の異なる引渡し基準を採用することができます。

誤りの多い事例

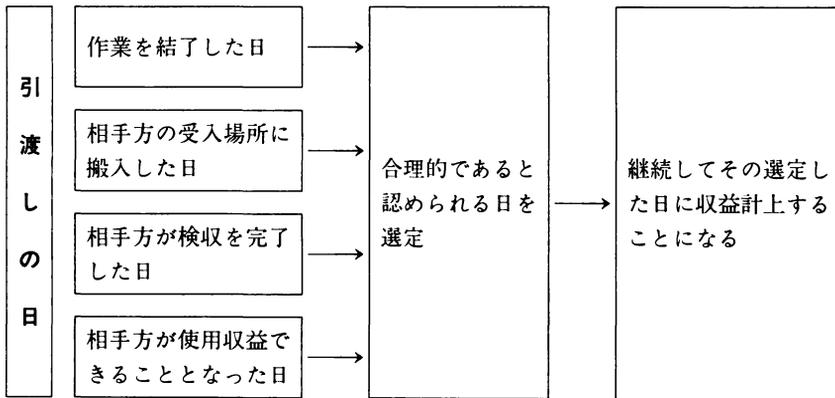
- ☆ 継続して出荷基準を採用している場合は、検収に関係なく出荷の時をもって収益に計上しなければならないのに、相手方の検収が未済であるとして収益に計上しなかった。
- ☆ 収益の計上基準は、継続して適用しなければならないのに、合理的な理由もなく計上基準を変更した。

2 請負収益

請負には、物の引渡しを要するもの（建築請負等）と、物の引渡しを要しないで役務の提供だけのもの（運送、技術指導等）があり、それぞれの収益計上時期は次のようになっています。



㊦1 建設工事等の請負契約における引渡しの日とは、例えば、次のような日があげられます。この場合、その後の補修、追加工事、保証期間の定め等は引渡しの有無の判断には関係しません(基通2-1-6)。



2 次のいずれかに該当する場合は部分完成基準によることになります(基通2-1-9)。

- ① 1の契約において同種多量の工事請負をし、引渡 lượng に応じて代金を収受する特約又は慣習がある場合
- ② 1個の建設工事であっても、完成部分を引渡しの際、引渡 lượng に応じて代金を収受する特約又は慣習がある場合
- 3 技術役務の提供等を内容とするもの（設計、技術指導等）について次に掲げるような事実がある場合には、部分的に収受すべき報酬の金額が確定した都度収益に計上することになります(基通2-1-12)。
 - ① 報酬が人数等を基準に、日数、月数等で決められ、一定期間ごとに支払を受けることになっている場合
 - ② 設計などの請負で作業が一定の段階ごとに区分され、かつ、それぞれの段階の作業が完了する都度その報酬の額の支払を受けることになっている場合

誤りの多い事例

☆ 建物の本工事は完成しているのに、塀の追加工事が完成していないという理由から本工事を収益に計上しなかった。

〈図解法人税より〉

各部会の活動状況

源泉部会

部会長(医社) 芙蓉会芙蓉病院
四ヶ所 守

源泉部会は53年4月発足、以来満6年を過ぎました。ながじま商事(株)社長中島貞雄氏が初代部会長として源泉部会の活動は非常に活発に行われて参りましたが昨年私が部会長を交代、引継ぎまして早くも一年事業活動も思うようにならず、本年度は次のような実績しかあがらず部会員には申訳けなく思っております。本年度以降は出来る範囲にて事業に取組んでみたいと存じますので各位のご支援の程を切にお願い致します。

58年度の事業活動

- 9月20日 役員会 法人会事務局会議室において
58年度事業計画について打合せ
10月18日 部会員に対し町田税務署会議室にて、

改正印紙税法を主体として税務説明会を開く。

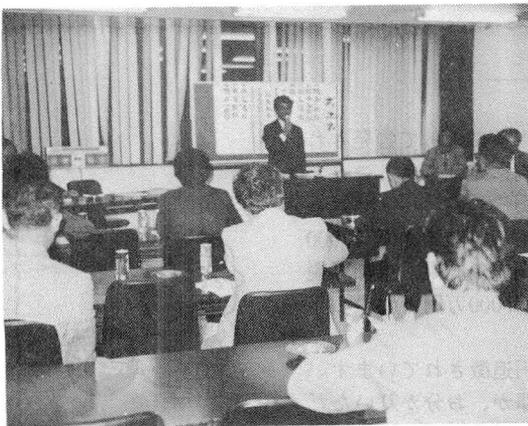
- 1月24日 役員会 法人会事務局会議室において
59年度事業計画について打合せ
2月10日 部会員に対し、町田税務署会議室において“間違いだらけの源泉税”を主体として“役員さんの確定申告”等について税務説明会を開く。

年末調整事務等説明会

源泉部会担当にて、11月21日より11月30日まで各地区において6回、町田税務署・町田市役所・町田法人会共催による、年末調整事務等説明会を開催する。

青年部会

青年部会定期総会が開催される



挨拶をする尾辻部会長

青年部会では去る5月25日午後6時より町田市商工会館2階会議室において第五回定期総会が開催されました。

町田税務署より法人第一部門百々統括官殿、同会津指導官殿と親会より石井副会長、鈴木副会長がその他堤婦人部会長、井上南地区会長様方の御臨席を頂き、細野副部会長の司会により総会が始まりました。

議長として杉浦前部会長を選出した後、議題の審議が行われました。

第一号議案昭和58年度事業報告承認の件について尾辻部会長より報告がありました。

第二号議案昭和58年度収支決算報告並びに督查報告承認の件については、夫々相田会計並びに富田会計監査より報告されました。

第一号、第二号議案について一括して議長が、審議を諮ったところ、満場一致で可決承認されました。

引き続き第三号議案昭和59年度事業計画案審議承認の件を尾辻部会長より上程されました。

第四号議案昭和59年度収支予算案審議承認の件については相田会計より上程されました。

第三号、第四号議案について一括して議長が、審議を諮ったところ、拍手多数を以って可決承認されたのであります。

以上の通り原案については御承認を頂いたのであります。

尚追加意見として加藤史朗氏より、青年部会の今後の活性化を促すための貴重な御意見を出されましたので昭和59年度の検討事項として継続して研究して参りたいと存じます。

以下加藤氏の御意見を要約して報告させていただきます。

記

- 青年部会に対する参画意識の高揚を計る意味で、部会として、会費を徴収することを検討されたい。
- 部会員の資格（年齢制限）の見直しについて
- 上記に伴う規約改正について

以上で総会の議事の全てを終了し議長の杉浦前部会長が議長席を退出いたしました。

引き続き来賓のご挨拶を町田税務署を代表して法人税第一部門百々統括官殿より祝辞を頂き親会より石井副会長、並びに堤婦人部会長さんより夫々ご挨拶を頂きました。

心からの御祝いと激励のお言葉に感謝します。

総会終了にあたり、金子仙太郎副部会長より閉会の挨拶があり、定時総会が定刻の午後8時に終了いたしました。

◆ 青年部会懇親会を開催 ◆

青年部会定期総会が終了した後、会場を二見料理店に移し、懇親会を開催いたしました。

総会に出席された方々のほとんどの出席を得まして、加藤副部会長の司会によりまして開催されました。

青年部会の創立時メンバーであり親会の現在南地区会長、会員増強特別委員長である井上恵博氏より御挨拶を頂きました。

井上さんの青年部に対する期待を込めたお話しの中で私共青年部会として本当に反省させられることでもございました。

引き続き懇親会に入り参加者一同楽しく過ごさせて頂きました。

青年部会としましては定時総会の決議をふまえ昭和59年度の事業実施につきまして部会員の皆様の御意見等を充分に取り入れて参りたいと存じますので、どうぞお気軽に事務局なり部会役員に、御一報下さいませよう心からお願い申し上げます。

脱税はペイしない

悪質脱税者と対決する税のGメン集団・査察。この査察によって告発された脱税者は、ほとんどが検察官によって起訴され、裁判にかけられることとなります。さて、その結果は？

最近では、こんな事例がありました。この脱税者は、2年間で4億7,000万円もの所得を不正な手段で隠していましたが、査察調査の結果、重加算税を含め4億3,000万円が追徴され、さらに裁判で罰金5,000万円と懲役1年6ヶ月の判決が言い渡されています。

さらに、このほかに地方税が重加算金も含め、1億円追徴されています。

この1例をもってしても、脱税がどれだけ重大な犯罪か、お分かりいただけるはずです。



部会長 (株) 堤ビル

堤 敏子

昭和58年度の最後の行事として4月2日に「料理の勉強とお金の貸借と税金と題しての税務の研修」を行ないました。

小田急駅北口近くの田辺料理学園の会場をお借りして数人の先生方のご指導をいただき、部会員26名の参加のもとに、なごやかな雰囲気のうち催されました。

参加者の方々も朝の10時からの開会でしたので家を出るときのご苦労がさぞかしとしのばれるところでした。

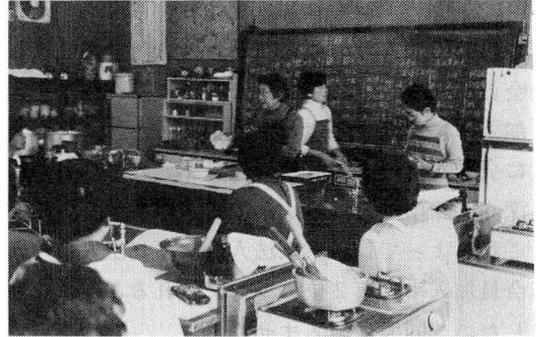
主婦なので食事の仕度をするのは毎日のことですが、久しぶりの勉強に皆さんの動きはとても、とても楽しそうで、若い頃を思い出したように、上気して手を動かしていらっしやいました。

会津指導官も朝からご出席いただき、エプロンをもってのご参加に、一段ともりあがりを見ました次第です。

献立は

1. 吸もの、卵豆腐、菜の花、木の芽
2. さしみ、鯉のたたき、大根おろし沢山
3. 鱈の桜むし
4. 揚げもの、海老の道明寺あげ
5. 和えもの 筍といかの木の芽和え

の豪華版でした。先生が女として、いつもロマンを忘れずに、時季のものを一品添えるような心



がけを持つことが大切と、ちょっと反省させられるお話をいただきました。

いつも多忙のため、なかなか出来ないことですが、勉強してよかったと、皆さんの感想でした。

12時頃より、大西署長、塩井副署長、百々統括官、本部より鈴木副会長、がご参加下さいまして出来上ったものを試食していただきました。

食事のあと急扨、研修会場をと、協力して下さいました。午後はスライドによる勉強会です。

これだけ知っていれば大丈夫!!

「役員と会社の取引」

スライドはとてもわかりやすく、劇の中に出てくる人が、自分におきかえられるような、具体的なものでとても勉強になりました。

役員と会社のお金の貸し借り、又不動産の貸し借りなど、スライドによる勉強は、なおよくわかるのでよかったと思いました。3時半終了

大西署長はじめ皆様のご指導、本部よりのご後援を心より感謝いたしている次第です。

後記

婦人部会へご入会下さいますようご案内申し上げます。

申し込みは、法人会事務局へ、ご連絡下さい。地区の役員のところでも結構です。

(社)町田法人会々員加入率80%達成

社団法人町田法人会

組織委員長 小川量司

(社)町田法人会の兼ねてからの念願でありました会員加入率が、59年2月末現在にて80%を超える加入率に到達することが出来ました。これも一重に会員各位のご理解と、役員諸兄のご尽力の賜と深く感謝申しあげる次第でございます。

これによって(社)東京法人会傘下46法人会のうち会員加入率は第2位にランクされることになりました。ご同慶に耐えません。

会員各位に対しては、いろいろと不行届きの点もあり申し訳けなく存じて居りますが、今後は一層ご要望にお答えして行事その他を計画実行に移すよう努力致しますので、お気付の点、或はご要望の行事等ございましたらお手数でも地区の役員または直接法人会事務局までご連絡頂きますようお願い申し上げます。事情の許す限り貴意に添うよう努力致しますので宣しくご支援のほどお願い申し上げます。

会員加入率80%達成慰労会開催

前記のような状況にて役員各位には並々ならぬご尽力を賜りましたのでこの労の一端に報いる意味にて、59年3月21日(水)午後4時より町田市民ホールにおいて、会員加入率80%達成に対する慰労会を開催致しました。

当日は町田税務署よりは大西署長、塩井副署長はじめ関係幹部の方々、税理士会よりは飯田支部長・副支部長のご臨席を頂き、役員60数名の出席を得て開催されました。

次第につきましては

第1部に日本電々公社、町田電報電話局々長杉山一郎氏の“お店の役にたつ便利な電話と将来への展望”の演題にて講演を頂きました。

第2部の慰労会にうつり、来賓代表にて大西署長よりご鄭重なご祝辞を賜り、小川組織委員長の経過報告に続いて慰労会にうつり、加入勧奨の苦勞話し等々……和やかな雰囲気の中に時間も経過、午後7時前鈴木副会長の閉会の挨拶にて終了しました。



経過報告をする小川委員長

三橋会長(有限会社・三橋宝永堂)

優良申告法人として再表敬される

(社)町田法人会々長(有限会社・三橋宝永堂)三橋忠正氏は優良申告法人として、大西町田税務

署長から再表敬され、表敬状の伝達が6月14日(木)に行われました。

事務局だより

税務説明会及び実務簿記講習会を以下の日程で開催します。
募ってご参加のほどを。

新設法人 税務説明会年間計画表 昭和59年度 決算期法人

新設法人税務説明会				決算期法人税務説明会			
月	日	曜	会場及び講師名	月	日	曜	会場及び講師名
4	12 (91)	木 9402	町田税務署会議室 講師名 佐藤俊夫	4	19 (29)	木 1246	町田税務署会議室 講師名 渋谷俊夫
5	17 (28)	木 1560	" " 大沢一郎	5	24 (34)	木 5256	" " 横内喜代美
6	14 (91)	木 2829	" " 松沢太平	6	21 (29)	木 5337	" " 石井一弘
7	19 (25)	木 0323	" " 広島昇	7	23 (26)	木 7610	" " 山内芳
8	16 (27)	木 2579	" " 引田徹	8	23 (22)	木 3731	" " 土方国利
9	13 (92)	木 0855	" " 武井克己	9	20 (91)	木 1262	" " 岡本宗男
10	18 (35)	木 9904	" " 中野千秋	10	25 (92)	木 5279	" " 西田幸一
11	15 (93)	木 0191	" " 和田精二	11	22 (27)	木 2788	" " 堀田光彦
12	13 (23)	木 3035	" " 小笠原一憲	12	20 (28)	木 5255	" " 小林進
1	17 (26)	木 2444	" " 浜田建次	1	24 (26)	木 6582	" " 長崎真人
2	14 (96)	木 4983	社協又は町商会館 " 田中修一	2	21 (95)	木 5207	社協又は町商会館 " 飯島賢二
3	19 (35)	火 1851	" " 川鍋鶴男	3	22 (22)	金 0384	" " 井家上叶

摘要

- ☆ 各回共、開始時刻午後1時30分、終了時刻午後4時00分。
- ☆ 日・時・会場・講師等については諸般の事情により変更あることが予想されますので、あらかじめご了承下さい。

昭和59年度^{初級}中級実務簿記講習会計画表

初級実務簿記講習会				中級実務簿記講習会			
月	日	曜	会場及び講師名				会場及び講師名
5	11	金	町田市社会福祉協議会 講師名 植木幹夫	9	14	金	町田市社会福祉協議会 講師名 植木幹夫
5	18	金	南成瀬1-15-12 " (26) 8589	9	21	金	" "
6	8	金	" "	9	28	金	" "
6	15	金	" "	10	12	金	" "
6	22	金	" "	10	19	金	" "
7	6	金	" "	10	26	金	" "
7	13	金	" "	11	2	金	" "
7	20	金	" "	11	9	金	" "
7	27	金	" "	11	16	金	" "

摘要

☆受講時間各回共2時間30分

開講時刻午後6時30分、閉講時刻午後8時30分

☆講師 東京税理士会 町田支部会員税理士

☆表中日時、会場、講師等について諸般の事情により変更が予想されますのであらかじめご了承下さい。なお、その際には関係各部にご連絡致します。

☆初級7月27日、中級11月16日には、修了式を兼ねる。中級簿記については次回会報にて受講者募集します。

ご利用になっていますか？

法人会の共済制度

— 遠き慮なければ 必ず近き憂えあり (論語) —

企業のマネジメントという、重い責任を担う、経営者には、その重責にふさわしい、保障があって当然です。しかしながら、この問題は常に後まわしになっているのが実情です。公的保障に乏しい、経営者、役員をめぐる問題は、枚挙にいとまがありません。

- 万一のときの、死亡退職金、弔慰金の準備は？
- 事業のスムーズな継承対策は(自社株の評価)？
- 経営者が個人債務を負っているときは？
- 功績にふさわしい、退職年金(一時金)の準備は？
- 老後生活資金の確保は？

法人会では、上記の様な、不安を解消するため、働きざかりのまもりに「経営者大型総合保障制度」勇退へのねざらいに「経営者退職年金」、悠々自適の老後に「個人年金制度」等各種共済制度を独自

に、開発し、多くの方々に、お役立ていただいております。ぜひ、この機会に、経営者の生涯保障を、トータルで実現する。“ゆとり”を生む、法人会の共済制度を、ご検討下さい。

◆お問い合わせは

大同生命保険(相)町田営業所

TEL. (22) 5 7 5 6 迄

ご注意を!!
税務署員をかたる者がいます

社団法人町田法人会
町田税務署

近頃「全国法人協会」「税務対策協会」「税務指導協力会」「税務法人協会」とか又は、税務署職員もしくは法人会と思わせるような言動及び名称を使い、税務に関する冊子の購入を勧誘し、購読料等(三万円〜五万円)の要求や入会の勧誘を行なっているものがあるやに聞いておりますが、税務署及び法人会とは全く関係ありませんのでご注意ください。

また、税務署や法人会と称し、会社の内情等を電話で聴取している事例もございますので十分ご注意ください。

もし、不審な言動をする者がおりましたら、下記へお電話下さい。

町田税務署 ○四二七二一八七二一一

総務課 内線二一三

法人税第一部門 内線二六四

会員の皆様 法人会の行事に積極的に 参加され企業繁栄にお役だて下さい

(1) 税法の改正説明会にご参加を

税制に対する苦情は税務署では解決できません。それにはまず税法を改正することが先決です。

法人会では、全国の法人会員およそ90万が団結して、毎年9月に税制改正要望全国大会を開いて、国会その他に対して、強力な陳情を続けております。ぜひ会員各位の声を町田法人会の税制委員会へお聞かせ下さい。

(2) 説明会、講習会にご参加を

町田法人会では、毎月、年度計画に従って、下記事業を実施して皆さんの参加をお待ちしています。新設法人に対する税務の説明会、毎月1回、決算期法人に対する税務の説明会、毎月1回初級実務簿記講習会、中級実務簿記講習会(25・26p参照)又、部会活動として

源泉部会、青年部会、婦人部会の研修会、或いは見学研修会等、実施しています。

(3) 各種厚生事業に加入できます。

町田法人会では上部機関である全国法人会総連合が大蔵省と密接な連絡のもと多数の会員の参加を得て自主的団体保険制度を採用して他より安い保険に加入出来る制度をお奨めしています。

経営者大型保障制度、企業年金制度

退職者共済制度、人間ドック
新がん保険制度

以上のような事業活動を実施しておりますので振ってご参加下さるよう、お奨め致します。詳しいことをお知りになりたい方は法人会事務局までご連絡ください。

中元資金の準備はお済みですか！

中元資金には国民金融公庫の資金を
お役立て下さい

ボーナス資金
商品仕入資金
買掛・手形決済資金

—などにご利用いただけます。

- ご融資の限度 2,100万円
- 利率 年 7.9%
- ご融資の期間 運転資金 5年
設備資金 7年

詳しくは、支店窓口、または法人会へ、お気軽にご相談ください。

国民金融公庫 八王子支店

八王子市東町7-3 TEL. 0426 (46) 7711
第百生命八王子ビル

編集のあとがき

会員の皆様にはいよいよご健勝にて企業経営にご奮闘のこと、お慶び申し上げます。

各位のご支援とご協力により会運営も順調に運びお蔭をもって社団化以来第4回の通常総会も無事終了致しましたので、総会の議案を主体として本年度より施行される改正税法等を掲載し本誌第12号をお届け致します。

会報も本年度は8月、10月、新春号のあと三回発行を予定しておりますので、会報への寄稿記事或いは編集等についてご意見、ご希望等ございましたら法人会事務局までご連絡下さるようお願い致します。

なお第三回の初級実務簿記講座も7月中に修了式を迎えますので、9月から改めて第二回中級実務簿記講座を開講する予定ですので奮ってご参加下さるようお願い致します。

終りに貴社の益々のご発展を衷心よりお祈り致します。

—広報委員会—